

ふたばの農業通信

再刊第4号

令和2年3月1日発行

福島県相双農林事務所双葉農業普及所

〒979-1111 双葉郡富岡町小浜481番地
E-mail hutaba.af06@pref.fukushima.lg.jp

TEL(0240)23-6472
FAX(0240)22-2560

新しい園芸品目を栽培してみませんか ～おすすめ品目のご紹介～

双葉地方では東日本大震災以降、様々な新しい園芸品目の作付けが進んでいます。その中からおすすめの品目として「タマネギ」、「トルコギキョウ」、「ユーカリ(枝物類)」をご紹介します。皆さんもふたばで園芸品目の栽培にチャレンジしてみませんか？

タマネギ



- 土地利用型野菜であり、機械体系が整備されれば10aあたり100時間程度で作業ができるため、複数名で数ha規模の作付けが可能です。
- 業務用出荷先があり、50円/kgで取引されています。
- イノシシの激発地でなければ電気牧柵等の設置は必要ありません。

トルコギキョウ



- 多様な花色・花型から需要の幅が広く、収入を確保しやすいため経営の柱となる品目です。
- 平均単価は125円/本程度で、いわき市や東京都の市場へ主に出荷されています。
- 花言葉は「希望」。双葉地方の復興に向かって突き進んでいる皆様の姿のように美しい花です。

ユーカリ(枝物類)



- 管理作業が少なく、切り花類に比べて省力的であるため、土地利用型作物として避難先から通いながら栽培することができます。
- 平均単価は60円/本程度で、東京都の市場などに出荷されています。
- ユーカリの花言葉は「再生」。青々と茂る葉は、これからますます復興し、再生していく双葉地方の姿を彷彿とさせます。

作型一覧

| 品目 | 作型 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|---------|---------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| タマネギ | 秋植え | | | | | | ■ | | ○ | | ○ | | |
| | 春植え | ○ | | ○ | | | | | ■ | | | | |
| トルコギキョウ | 冬越し | | | | ■ | ■ | | | | | | ○ | |
| | 季咲き おすすめ! | | ○ | | | | ■ | ■ | * | | | | |
| | | | | | ○ | | | | ■ | * | | | |
| | 抑制 | | | | | ○ | | | ■ | | | | |
| ユーカリ | 定植年 | | | ○ | | ○ | × | | | | | | |
| | 2年目以降 | | | × | | × | | | | | | | ■ |

○:播種 ○:定植 ×:摘心 ■:収穫 ※花き・花木類では購入苗の使用を前提としています。
*:高温期は遮光幕の設置が必要です。 **:開花を促進させるため暖房機の利用をお勧めします。



ふたばで活躍する担い手紹介

営農再開が進みつつある双葉地方の農業は、帰還して営農を再開された方や新たに農業を開始された方などの頑張る担い手で支えられています。今回はそんな皆さんの中から3名をご紹介します。

と う こ う 渡辺 董綱さん・しげ子さん

富岡町



渡辺さんは、「先祖代々受け継いできた農地を荒らしておけない」と、富岡町の避難指示が解除された平成29年にいち早く帰還し9月から営農を再開しました。

震災後新たにタマネギ栽培に取り組み、現在は4.4ha作付けしています。今年の出来に満足しており、今後も規模を拡大する予定とのことでした。

また、今年から新たにタラノメの栽培も始めました。まだまだ渡辺さんの挑戦は続きます。

「富岡に戻って家族で楽しく農業をやっています。皆さんもどうですか?」と明るく話す渡辺さんご夫婦でした。

よ し の り 半谷 啓徳さん

浪江町



半谷啓徳さんは浪江町で水稻3.87haを栽培しています。

半谷さんは震災後に父親の好啓さんが営農再開する姿を見て「浪江町で自分も農業をやりたい」と考え、就農を決意しました。

現在、父親の経営を受け継ぎ営農を開始した半谷さんですが、まだ父親の力を借りる面もあるそうで、一人で営農していけるように基本をこなししていくことを心がけているとのことでした。

「就農にあたり、いろいろな方に支援を受けてきた。期待に応えられるように頑張りたい。」と熱く意気込みを語っていただきました。

ひろ みち 下枝 宏通さん

葛尾村



葛尾村で肉用牛の繁殖に取り組む下枝宏通さんは現在、母親と2人で肉用繁殖牛14頭の飼育と牧草5haの栽培に取り組んでいます。「亡くなった祖父の意思を受け継ぎ、葛尾村で牛をやりたい」と就農を決意した下枝さんは現在27歳。葛尾村で一番若手の畜産農家として、営農に励んでいます。

また、自分で牛舎内にネットワークカメラを設置する等、新たな技術の導入にも積極的です。

今後の自家飼料による飼育、子牛の増体管理、最先端機器の活用とやりたいことが沢山あるそうで、これからの地域を担う後継者としてますますの活躍が期待されます。

出荷・販売・譲渡する農産物等は モニタリング検査が必要です！

帰還困難区域及び双葉町以外の地域からの野生物を除く栽培物で、現在、摂取及び出荷が制限されている品目はありませんが、生産し食用として出荷・販売（譲渡等を含む）する農作物、山菜・きのこ及び家畜飼料用作物は、全て、県が実施する放射性物質モニタリング検査を受ける必要があります。



検査の結果、安全性が確認され、公表されるまでは、出荷、販売等を行うことはできません。なお出荷に際しても個別に判断されるものではなく、町村単位で出荷の可否が判断される等の細かなルールがありますのでご注意願います。また、帰還困難区域では、原則として作付けできませんのでご注意ください。

詳しい内容やモニタリング検査のご要望等は町村農政担当係か双葉農業普及所までご相談願います。

放射性物質対策に取り組みましょう ～米と飼料作物について～

【米】

双葉地方の令和元年産米の全量全袋検査は、令和2年1月21日現在48,793点が受検し、全量が基準値（100Bq/kg）未満でした。しかし、スクリーニング検査で25Bq/kg以上となった米2点の追加検査では25Bq/kg以上で確定しました。

25Bq/kg以上となった米は、いずれも震災後初めて作付けされた水田で生産された米で、吸収抑制対策を適正に実施し、交差汚染対策を実施したにも関わらず発生しました。

このことから、震災後作付け間もない水田においては、放射性物質濃度が比較的高い米が発生する危険があるので、適正な吸収抑制対策を必ず実施してください。

なお、知人等から余った苗を譲り受け、吸収抑制対策を実施せずに田植えをしてしまうことがないように、注意してください。

また、震災以前から設置されていた籾摺機や選別計量機を初めて使用する場合は、放射性物質が機械内に存在し、米に付着することで、高い放射性物質濃度の米が発生する恐れがありますので、役場に相談し、交差汚染対策を実施するようお願いします。

【飼料用作物】

飼料用作物を栽培する際も、放射性物質の吸収抑制対策のため、通常施肥のほかに塩化カリやたい肥を施用し、土壌中のカリ含量を100g乾土あたり30～40mgを維持しましょう。





双葉郡内での営農再開や規模拡大に必要な機械の導入や施設等の整備を支援しています！～原子力被災12市町村農業者支援事業の紹介～

県では、原子力災害の影響により農業経営の中断を余儀なくされた方を対象に、営農再開等に必要となる農業用機械、施設等の導入にかかる経費を補助しています。これまでも多くの農業者がこの事業を活用して営農再開等に取り組んでいます。

令和2年度の申請受付期間は、随時、県のHP等でお知らせしますが、申請には各種書類の準備が必要になりますので、受付期間に限らず、お早めに御相談ください。

詳しくは、お住まいの町村農政担当課、又は、相双農林事務所農業振興普及部(TEL 0244-26-1148)、双葉農業普及所(TEL 0240-23-6474)までお問い合わせください。

| | | |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 活用できる農業者は？ | 営農再開、規模拡大、新規作物の導入等を行う農業者、集落営農組織、農業法人等 ※条件によって、新規就農者も対象 |  |
| 補助対象になるのは？ | (1) 農業用機械の導入 ※目標経営規模に応じた性能の機械をご検討ください。 (2) 農業用施設の整備 ※古い施設の撤去が必要な場合は、撤去費用も対象になります。 (3) 果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入 (4) 家畜(肉専用繁殖雌牛、搾乳用雌牛、豚)の導入 ※月齢等の諸条件があります。 |  |
| 補助率は？ | 補助対象経費(上限1,000万円)の3/4以内 【(例)経費1,000万円の場合、補助金上限750万円】 ※町村が特に認めた場合の補助対象経費の上限は、3,000万円です。 ※果樹の新植・改植、家畜の導入には別途補助金額の上限があります。 |  |
| 申請先は？ | 営農する町村の担当課 |  |

鳥獣害対策をみんなで行いませんか

双葉地方は、販売を目的とした水稲などは、ほとんどが電気柵などで鳥獣害対策が行われ、被害を防いでいます。しかし、営農再開の面積が急激に増加している地域では、電気柵の設置やその後の草刈りなどの労力が大きな負担になっています。また、畦畔や水路などがイノシシの掘り起こしによる被害が確認されています。

営農再開とともに鳥獣害対策をいかに効率よく行っていくかが大変重要であり、「集落診断」を行って、状況を把握して対策を考えることが有効な手段になります。地域の皆さんで協力し合って、イノシシを寄せ付けない地域づくりや共同での草刈り実施など、全員で被害を防ぐ仕組みづくりを考えてみませんか。普及所も一緒に対策を考えます!!



川内村で行った「集落診断」の様子